

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 15



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 1

### 教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 1

### 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 3

## 教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

### 鹿児島県教育委員会規則第 6 号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

- 第 1 条 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成 7 年鹿児島県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 7 第 2 項第 2 号中「条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による」を「当該」に、「3 歳」を「小学校就学の始期」に改め、同項第 3 号を削る。

（学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部改正）

- 第 2 条 学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和 31 年鹿児島県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 26 号の 3 の見出しを「看護等休暇」に改め、同号中「配偶者、」を「学校職員が、配偶者、」に、「のため」の次に「又は 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する学校職員が、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして県教育長が定める事由に伴い、その子の世話をを行い、若しくはその子の教育若しくは保育に係る行事のうち県教育長が定めるものへの参加をするため」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 鹿児島県教育委員会訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇

等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、  
休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

（鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和 36 年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の  
一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 第 1 項第 1 号中「第 24 条第 2 項第 10 号」を「第 24 条第 2 項第 9 号」に改め、同  
項第 8 号の 3 中「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同項第 8 号の 3 の 2 中「子の看護休  
暇」を「子の看護等休暇」に改め、同項第 11 号の 4 中「第 24 条第 2 項第 9 号」を「第 24 条第  
1 項第 14 号」に改め、同条第 2 項第 3 号中「看護休暇又は子の看護休暇」を「看護等休暇又  
は子の看護等休暇」に改め、「疾病」の次に「，学校の休業等」を加える。

第 13 条の 5 第 2 項中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に改める。

第 17 条第 2 項中「（別に定めるところにより家族の看護のために勤務しないことについて  
承認を受けている場合を除く。）」を削る。

（鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県  
教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 15 条第 2 項第 2 号中「，第 13 条第 1 項の規定による請求にあつては 3 歳に，同条第 2 項  
の規定による請求にあつては」を削る。

第 17 条中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 24 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(14) 非常勤職員（1 年間当たりの勤務日の日数が 47 日以下である者を除く。）が負傷又は疾  
病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合  
一の年度において 1 年間当たりの勤務日の日数に応じ、別表第 3 の日数の項に掲げる日  
数の範囲内の期間

第 24 条第 2 項第 2 号中「小学校就学の始期に達するまでの子（）」を「9 歳に達する日以後  
の最初の 3 月 31 日までの間にある子（）」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「  
疾病」に、「教育委員会が定める子の世話を行う」を「県教育長が定めるその子の世話若し  
くは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準  
ずるものとして県教育長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若し  
くは保育に係る行事のうち県教育長が定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期  
に達するまでの子が」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が」に改  
め、同項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同条第 3 項第 8 号を削り、同項第 7 号中  
「第 10 号」を「第 9 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 4 号から第 6 号までを 1  
号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 1 項第 14 号に掲げる特別休暇 1 日又は 1 時間（当該特別休暇の残日数の全てを  
使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日  
数の全て）

第 24 条第 4 項中「及び第 13 号」を「から第 14 号まで」に、「，第 3 号及び第 9 号」を「及  
び第 3 号」に改め、同条第 5 項中「及び第 13 号」を「，第 13 号及び第 14 号」に、「，第 3 号  
及び第 9 号」を「及び第 3 号」に改め、同条第 7 項中「及び第 9 号並びに」を「，第 9 号及  
び第 14 号並びに」に、「，第 3 号及び第 9 号」を「及び第 3 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県教育委員会関係職  
員服務規程第 13 条の 5 第 2 項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改める。

第 11 条の表本庁の部課長（室を置く課を除く。）の項第 1 位代決者の欄中「生徒指導監及び学校教育 ICT 推進監」を「及び生徒指導監」に改める。

別表第 2 総務福利課の部 31 の項の次に次の 1 項を加える。

32 教育に関するデジタル・トランスフォーメーション及び情報活用能力に係る教育課程（この項において「教育DX等」という。）に関する事務	(1) 教育DX等に必要システムの開発方針を決定すること。	(1) 教育DX等に関する総合調整に関すること。	(1) 教育DX等に関する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (2) 教育DX等に必要の調査の実施及び資料の収集に関すること。 (3) 教育DX等に係る研修等の実施に関すること。 (4) 教育情報ネットワーク等の利用に関すること。
---	-------------------------------	--------------------------	--

別表第 2 教職員課の部 12 の項課長専決事項の欄第 1 号中「第 16 条」の次に「及び第 16 条の 2」を加え、同表義務教育課の部 4 の項を次のように改める。

4 中学校の入学選抜に関する事務	(1) 中学校の入学選抜要綱を決定すること。		
------------------	------------------------	--	--

別表第 2 義務教育課の部に次の 2 項を加える。

5 休業日		(1) 規則第	
-------	--	---------	--

	<p>に関する事務 この項中鹿児島県立中学校学則(平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号)を「規則」という。</p> <p>6 学校行事に関する事務 この項中鹿児島県立学校管理規則を「規則」という。</p>			<p>5条第2項の規定に基づき、休業日の変更について承認すること。</p> <p>(1) 規則第26条第2項の規定に基づき、修学旅行について承認すること。</p> <p>(2) 規則第28条第2項の規定に基づき、振替授業について承認すること。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

別表第2 高校教育課の部13の項及び同表特別支援教育課の部5の項を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。